

専門部会員からの意見感想まとめ（H29.10.16）

意見交換会全体について

- 市民が行政に対して感じる疑問や不安等、納得できることばかりだった。
 - 今回のような対話の中で、お互いに肩書きなしで、一人の市民人として真剣に考えた具体策が出てくればいい。
 - 30,40代の市民の方と行政の意見交換の場があまりないので、良い機会であった。
 - 意見交換会で出た意見も、市や市職員への不満や不平などでは全くなく、とても建設的で、協働の理念に基づいたものだと感じた。
 - 今まで、市民の方と意見交換会のような形で話をする事がなかったので、貴重な機会であった。
- 委員の方から、何度も「この場では思っていることを本音で言ってください」と声掛けがあったことが、市民と行政が協力して自治基本条例をよりよい形にしようという思いがよくわかり、大変ありがたかった。

策定委員会・小委員会について

- 策定委員会のメンバーは、真摯に条例策定に取り組んでいる。
- 策定委員会は、将来橋本市をどのようにしたいか、どうすれば橋本市が良くなるかという視点で議論をし、それに合わせた条例案を策定しようとしている。
- 策定委員会、小委員会の皆さんは、非常に熱心に議論され、条例案を作り上げてきたことが想像できた。
- 直に策定委員の方から意見を聞くことで、将来の橋本市について考え、自治基本条例に真剣に向き合って検討していただいていることが伝わってきた。
- どうすればよりよいまちとなるか主体的に考えることが、市全体に広がればよい。

専門部会について

- 専門部会の役割を整理しなおす必要がある。
 - 条例文検討部会で検討した内容は無駄だったのでは。
 - 条例文検討部会ではなく、まちづくり部会で策定委員会が行っているような議論をし、今回のような意見交換会をしていけば、もっと意見を出し合えたのでは。
- 小委員会との意見交換会で、市当局として橋本市のためにどのような条例が良いと考えているのかという意見を求められているように感じたため、専門部会としても、自分たちの思いを前面に出した条例案の検討を行うべき。

条例文全般について

- 条例自体は、具体的ではなく、広い解釈ができる言い回しにならざるを得ないのでは。
- 条例の言い回しの工夫には限界があると思うので、前文に魂を注ぐことになると思う。
- 前文の内容に、シティセールスのキャッチコピーロゴを取り入れてはどうか。
- 条例名にも、『かける橋本まちづくり条例』のようにキャッチコピーを取り入れてはどうか。

専門部会員からの意見感想まとめ（H29.10.16）

専門部会案について

- 「一般的な自治基本条例に盛り込まれる内容を網羅的に盛り込んだ場合の一つの例」として条文の検討を行ってきた。
- 専門部会案は、まちづくりに加えてその実効性を担保するような制度や権利義務についてカタログ的に広く規定している。
- 専門部会案は、すでに制定実施されている条例について改めて規定するような内容も多い。
- 現在の条例体系を整理するという点では有効だが、実質的な意義が薄い。
- 内容を幅広く採ることによって、条例全体の全体像が曖昧になり、条例制定の意図が見えづらい。
- 専門部会案の第10,12,13,15,26条にある、それぞれ別に定める規定について、今後の見直しとともに必要になった際定めることとしてはどうか。

小委員会案について

- 小委員会案は、規定する内容が絞られている。
- 自治に関する基本的な事項を広範に規定するような憲法的性質は薄れている。
- 条例の目指す方向がより明確になっており、内容が理解しやすい。
- 小委員会案ベースの方が、より実効性のある条例となる可能性が高いのではないか。
- 市当局側も、以降は小委員会案を基礎としながら検討を加えることが適切なのでは。
- 小委員会案はシンプルでわかりやすく、育てる条例というところが特に良い。
- 小委員会案は、分かりやすい言葉で書かれており、市民にとってわかりやすい条文である。
- 小委員会案は、市民目線で書かれている点が良い。
- 議会に関する規定については、専門部会案の「議会」と「議員」を分けたものより、小委員会案の方がすっきりしており、わかりやすく伝わりやすいと思う。
- 全体として小委員会案としてすっきりとしており、わかりやすい。
- 条例案を比較しても、基本的な部分については大差ないように感じるので、小委員会案を基本に修正を重ねていけば良い条例ができるのでは。
- 小委員会案で使用される「私たちは」と「私たち市民は」が誰を指すのか説明が必要ではないか。
- 小委員会案では全体を通じて親しみやすい表現で、難しく思われがちな条例も受け入れてもらいやすいのでは。
- 主語に「私たち」をつけることで、市民目線が強調され、より自主性を感じる。
「条例の検証及び見直し」を設け、必要に応じ見直し可能としていることから、制定時においては全て盛り込もうとせず、小委員会案の内容にとどめておく方がわかりやすいのでは。

専門部会員からの意見感想まとめ（H29.10.16）

地域運営組織について（専門部会案第6章第15条、小委員会案第5章第10条）

- 今後は、地域運営組織の枠組み等、策定委員会と連携を深めながら進める必要がある。
- 現在の区・自治会活動をベースに、小学校区内の区・自治会である地域運営組織とするとしても、現在の区・自治会など小さなコミュニティも重要ではないか。
- 地域運営組織が出来ることで、活動や組織構成員の重複、会議の増加などにより、市民の方への負担が増えないか。
- 自治基本条例が実際に運用されていく段階で、既存のコミュニティ組織と地域運営組織との整理が必要になるのでは。
- 行政内部での連携の仕組みとして考える必要があるのでは。個人の意識に任せている現状に思える。
- 地域にある様々な組織が横の連携の意識を持ってもらうことも重要ではないか。

行政評価について（専門部会案第7章第23条、小委員会案第6章第13条）

- 意見交換会で、地方自治法に基づく外部監査とは別に、市の行う事務事業について市民側から能動的にチェックできるような制度の新設について意見があったが、小委員会案が目指す自治基本条例にとってふさわしい内容であると思われるため、小委員会案に規定を追加しては。
- 市民参画による行政評価と差別化または一体化、地方自治法等の法令との整合性、活用しやすい制度設計などが課題。
- 市の事務事業について市民の理解をより得やすくし、市と市民が一体となって遂行することによりスムーズな市政運営が実現できるのでは。